

●香川県告示第334号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき次のように道路の供用を開始するので、同項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、香川県土木部道路課において、平成19年6月15日から同年7月6日まで一般の縦覧に供する。

平成19年6月15日

香川県知事 真 鍋 武 紀

- 1 道路の種類 県道（主要地方道）
- 2 路線名 坂出港線（19号）
- 3 道路の区域

| 区 間                                   | 敷地の幅員<br>(メートル) | 延 長<br>(メートル) | 備 考                      |
|---------------------------------------|-----------------|---------------|--------------------------|
| 坂出市青葉町1167番7地先から<br>坂出市青葉町1150番19地先まで | 27.5～27.6       | 70            | 平成14年香川県告示第80号で変更した区域の一部 |

- 4 供用開始の期日 平成19年6月15日